

広島県水道広域連合企業団管理規程第3号

広島県水道広域連合企業団職員の任用に関する規程を次のように定める。

令和7年3月13日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の任用に関する規程

広島県水道広域連合企業団職員の任用に関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第4号）の全部を改正する。

第1章 総則

（総則）

第1条 職員の任用に関しては、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 採用

職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

(2) 昇任

職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

(3) 降任

職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

(4) 転任

職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであって前2号に定めるものに該当しないものをいう。

(5) 標準職務遂行能力

職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として企業長が定めるものをいう。

（任命の方法）

第3条 職に欠員を生じた場合において、次の各号に掲げる職については、当該各号に定める方法により職員を任命するものとする。

(1) 職務の級が2級以上の職 昇任、降任又は転任（ただし、特別の事情によりこれにより難しいときは、企業長の承認を得て採用によることができる。）

(2) 前号に掲げる職以外の職又は非常勤の職 採用、降任又は転任

第4条 前条の規定にかかわらず、広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用

等に関する条例（令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の規定により任期を定めて採用される職については、採用又は転任により職員を任命するものとする。

第2章 採用

（競争試験による採用）

第5条 職への採用は、次条の規定によって選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同じ。）による場合を除き、採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）の結果に基づいて作成される採用候補者名簿に基づいて行うものとする。

（選考による採用）

第6条 次に掲げるものへの採用は、選考によって行うものとする。

(1) 第3条第1号に掲げる職

(2) 第3条第1号に掲げる職以外の職のうち次に掲げるもの

ア 企業長が別に定める専門的知識又は技能を必要とする職

イ 国家公務員又は他の地方公務員の採用試験に合格した者をもって補充しようとする職で当該採用試験に係る職と同等以下と企業長が認める職

ウ 国家公務員の職、他の地方公共団体の職その他これらに準ずる職に正式についている者をもって補充しようとする職でその者が現についている職と同等以下と企業長が認める職

エ かつて職員であった者をもって補充しようとする職でその者が正式に任用されていた職と同等以下の職

オ その他採用試験によることが不適当なものとして企業長が認める職

(3) 非常勤の職

（採用試験の目的）

第7条 採用試験は、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを相対的に正確に判定することを目的とする。

（採用試験の対象となる職）

第8条 採用試験は、特定の職又は職の群に応じて行うものとする。

（採用試験の方法）

第9条 採用試験の方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) 筆記試験

(2) 口頭試問及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法

(3) 前各号の方法を併せ用いる方法

（採用試験の告知）

第10条 採用試験を行うに当たっては、あらかじめ、広島県水道広域連合企業団のウェブ

サイトその他の適切な広報手段により公表し、受験資格を有する者及び関係者にこれを周知するものとする。

(受験資格)

第11条 受験資格は、採用試験の対象となる職又はその群に応じ、職務の遂行上必要な最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な年齢、学歴、免許等をもって企業長が定める。

(選考の目的)

第12条 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを個別的に判定することを目的とする。

2 前項に規定する判定は、任用される職又はその群に応じて学歴、知識又は技能、資格その他の企業長の定める適格性を有することを基準として行うものとする。

(選考の方法)

第13条 選考は、必要に応じて筆記試験、口頭試問その他の方法を用いるものとする。

(選考の実施)

第14条 選考は、採用しようとする者についてその都度企業長が行う。

第3章 昇任

(昇任の方法)

第15条 昇任は、企業長が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行う。ただし、次条に規定する職に昇任させる場合は、昇任のための選考を行うものとする。

(昇任選考の実施)

第16条 職務の級が3級以上の職への昇任は、昇任のための選考（以下「昇任選考」という。）によって行うものとする。

2 昇任選考の判定は、任用される職又はその群に応じて経歴、学歴、知識又は技能、資格その他の企業長の定める適格性を有し、かつ、勤務実績が良好であることを基準として行うものとする。

3 昇任選考については、第12条第1項、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第14条中「採用しようとする」とあるのは「昇任させようとする」と読み替えるものとする。

第4章 採用候補者名簿

(採用候補者名簿の作成)

第17条 採用候補者名簿（以下「名簿」という。）は、採用試験の行われた職の区分に応じて作成する。

(名簿からの削除)

第18条 企業長は、採用候補者（以下「候補者」という。）が次の各号のいずれかに該当

する場合においては、これを名簿から削除することができるものとする。

- (1) 当該名簿からの提示に基づいて職員に任命された場合
- (2) 採用に関する照会に応答しない場合
- (3) 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- (4) 前号に掲げる場合の外、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- (5) 前各号の外、企業長が別に定める事由に該当する場合

第19条 企業長は、候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

- (1) 当該採用試験を受ける資格が欠けていたことが明らかとなった場合
- (2) 受験の申込又は採用試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが発見された場合
- (3) 前各号の外、企業長が別に定める事由に該当する場合
(名簿への復活)

第20条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、名簿から削除された候補者を当該名簿に復活することができるものとする。

- (1) 第18条第1号の規定に該当して名簿から削除された者で条件付採用期間中に免職されたものについて、復活することを適当と認める場合
- (2) 第18条第2号の規定に該当して削除された者について、正当な事由によって当該規定に該当するに至ったと認められる場合
- (3) 第18条第3号又は第4号の規定に該当して削除された者について、それらの規定に該当するに至った事由が消滅したと認められる場合
- (4) 第18条第5号の規定に該当して削除された者について、企業長が復活することを適当と定める事由に該当する場合
(名簿の訂正)

第21条 企業長は、名簿の作成の過程において事務上の誤があったことを発見した場合又は候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があったことを確認した場合においては、すみやかに、名簿の訂正を行うものとする。

(名簿の失効)

第22条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、名簿を失効させることができるものとする。

- (1) 当該名簿が確定後5年以上経過した場合
- (2) 前号の外、企業長が別に定める事由に該当する場合

第5章 条件付採用及び臨時的任用

(条件付採用と正式採用)

第23条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条及び第22条の2第7項の規定による条件付採用については、当該条件付採用期間の終了前に企業長が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において職員の採用は、正式のものとなるものとする。

（条件付採用期間の継続）

第24条 条件付採用期間中の職員を他の職に任命した場合には、新たに条件付採用期間が開始する場合を除き、その条件付採用期間は、引き続くものとする。

（条件付採用期間の延長）

第25条 条件付採用期間の開始後6月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない職員の条件付採用期間については、1年を限度として、その勤務した日数が90日に達するまでこれを延長するものとする。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

（臨時的任用）

第26条 企業長は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の規定による方法により職員を任命するまでの間その職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

2 臨時的任用により任用された者は、その任用の期間の終了とともにその職を離れるものとする。

第6章 補則

（実施規定）

第27条 この規程の実施に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年3月1日から適用する。